

通所介護／第1号通所介護

サービス重要事項説明書

当事業所は、ご契約者に対して、指定通所介護サービス又は指定第1号通所介護のサービスを提供します。事業所の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1 通所介護・第1号通所介護のサービスの目的

介護保険法に基づく関係法令及び契約書に従い、居宅において要介護状態又は要支援状態にあるお客様に対し、お客様の心身の特性を踏まえた適切な通所介護サービス又は第1号通所介護のサービスを提供することにより、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活上のお世話や機能訓練を行います。また、お客様の社会的孤立感の解消や心身の機能の維持・改善並びにお客様のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう支援いたします。

2 事業者

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 会社名 | 有限会社 ドリーム・アンド・ライフ |
| (2) 所在地 | 東広島市志和町冠584番地 |
| (3) 電話番号 | 082-433-3899 |
| (4) 取締役 | 久保田 勝彦 |
| (5) 設立年月日 | 平成16年11月12日 |

3 通所介護、第1号通所介護のサービスを提供する事業所の概要（以下、サービス事業所と略します）

- | | |
|--|------------------|
| (1) 名称 | デイサービスセンター もやい志和 |
| (2) 所在地 | 東広島市志和町冠584番地 |
| (3) 電話番号 | 082-433-3847 |
| (4) ファックス番号 | 082-433-3893 |
| (5) 指定事業者番号 | |
| 通所介護事業所：平成17年3月1日指定 | 3472501331号 |
| 第1号通所介護事業所：平成30年4月1日指定 | 3472501331号 |
| (6) 管理者氏名 | 三宅 徹也 |
| (7) 当事業所の運営方針 | |
| ① 事業所の職員は、要介護者・要支援者の方々の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介護、心身機能や日常生活動作の維持・改善訓練、その他の生活全般にわたる援助を行います。 | |
| ② 事業実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。 | |

4 事業実施地域及び営業時間、利用定員

- | | |
|--------------|--------------------|
| (1) サービス提供地域 | 東広島市志和町・八本松町・西条町寺家 |
| (2) 営業日 | 月曜日～土曜日 |
| (3) 休み | 日曜日、12月31日～1月2日 |
| (4) 営業時間 | 8時30分～17時00分 |
| (5) サービス提供時間 | 9時30分～16時40分 |

- (6) 送迎時間 迎え：8時30分～9時30分
送り：16時40分～17時30分
- (7) 利用定員 25人（通所介護と第1号通所介護合計数）

5 職員体制

	常勤専任	常勤兼務	非常勤専任	非常勤兼務	計	業務内容
管理者		1人			1人	事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う
生活相談員		4人			4人	日常生活全般にわたる相談に応じ、必要な助言や援助を行う
介護職員		4人	2人	2人	8人	日常生活上の必要な介護を行う
機能訓練指導員	1人		1人	2人	4人	日常生活に必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う
看護職員				2人	2人	利用者の健康管理やその他健康保持のための業務を行う
送迎職員			1人		1人	送迎を行う

6 サービスの内容

当事業所は、ご契約の方に通所介護、第1号通所介護のサービスを提供いたします。

- | |
|---|
| <p>(1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 介護保険の給付の対象にならない場合があります。</p> |
|---|

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

☆ ご契約に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた通所介護、第1号通所介護の通所介護計画に定められます。

- ① 送迎
ご自分での通所ができない方に対し、ご家庭まで送り迎えをいたします。
- ② 健康チェック
血圧の測定や体調のチェックなどを、サービスを利用される際に実施することにより、体調の維持・管理の援助をいたします。
- ③ 食事サービス（介護保険給付外サービスとなります）
給食サービスや食事介助のサービスを行います。
- ④ 入浴サービス
入浴が困難な方に対し、入浴の介助や見守り支援などをします。
- ⑤ 生活指導
日常生活などに対する相談を受けると共に、解決のための支援を行います。
- ⑥ 機能訓練・日常動作訓練
機能訓練や日常生活動作訓練などを通し、心身の機能の活性化や体調の維持増進を図り、機能維持・改善が図れるように支援いたします。

⑦ レクリエーション

レクリエーション活動などを通し、楽しみながら身体を動かすことで、心身の活性化を図れるように支援いたします。

(2) 介護保険の給付の対象にならないサービス

サービス提供時間を越えて見守りのサービスを受けられる場合は、別途のサービス提供料として、1時間当たり800円をいただきます。

7 介護サービス費 (地域区分：東広島市7級地 1単位：10.14円)

要支援と認定された方(第1号通所介護)：1ヶ月当りの介護報酬単位数

	基本サービス費	サービス提供 体制強化加算 I	介護職員等 処遇改善加算 I
要支援1	1798 単位	88 単位	算定単位数の 92/1000
要支援2	3621 単位	176 単位	

要介護と認定された方(通所介護)：1回当りの介護報酬単位数(7～8時間利用の場合)

	基本サービス 費	個別機能 訓練加算 I イ	入浴介助 加算 I	サービス提供 体制強化加算 I	介護職員等 処遇改善加算 I
要介護1	658 単位	56 単位	40 単位	22 単位	算定単位数の 92/1000
要介護2	777 単位				
要介護3	900 単位				
要介護4	1023 単位				
要介護5	1148 単位				

- * 当施設による送迎を行わなかった場合(要介護者に限る)
送迎減算(片道) - 47単位
- * 上記の総単位数を、1単位10.14円(地域区分7級地)にて算出したものの1割(一定以上の所得のある方は2割又は3割)が自己負担額です。
- * 食費(おやつ代を含みます)は、1回当たり600円の実費をいただきます。
- * 食事のキャンセルが、ご利用当日の午前8時30分を超えた場合は、当日の食事のキャンセルは出来ないため実費を徴収させていただきます。
- * 食事、ならびに運動器機能向上加算(機能訓練指導員による個別訓練・パワーリハビリ・生活リハビリ)、個別機能訓練加算 I イ(機能訓練指導員による個別訓練・パワーリハビリ・生活リハビリ)、入浴介助加算 I (入浴サービス)は、利用した項目のみが加算されます。
- * サービス提供体制強化加算 I はご利用者全員に加算されます。
- * 他の実費として、紙おむつ代140円、パット代25円、手芸等の材料費をご使用時にいただきます。
- * 居宅サービス計画が作成されていない場合は、償還払いとなります。
- * 通常の事業実施地域以外の地域に居住するご利用者に対して送迎を行う場合は、通常事業の実施地域を越えた地点から路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収します。

8 料金のお支払いの方法

前記の料金・費用は、1か月ごとに計算し、請求いたします。翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

- ① 現金払い
- ② 指定口座への自動振替(手数料は施設の負担となります)

振込先	広島中央農業協同組合 志和支店 普通預金 7994-405 0005105 有限会社 ドリーム・アンド・ライフ 取締役 久保田 勝彦
-----	---

9 秘密保持

業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密は、厳守します。サービス担当者会議等、サービスを提供する上で必要な場合は、お客様やご家族の個人情報を用いることがありますので、ご了承ください。

10 その他の留意事項

当事業所職員は、ご契約者に対する通所介護、第1号通所介護のサービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② ご契約者もしくはその家族等からの金品等の授受
- ③ ご契約者の家族等に対する通所介護、第1号通所介護サービスの提供
- ④ 飲酒及び喫煙は、ご契約者もしくはそのご家族等の同意なしに行いません
- ⑤ ご契約者もしくはその家族等に対して行う、宗教活動や政治活動
- ⑥ その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

11 事故発生時及び緊急時の対応

- (1) 当事業所は、お客様に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかにお客様のご家族及び市町等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。また、緊急時に対応するために、主治医及び緊急連絡先は、あらかじめ確認させていただきます。サービス提供中にお客様の容態の急変等があった場合は、当該の連絡先及び、保険者、居宅介護支援事業者、東広島市地域包括センター等へ連絡します。
- (2) 事故の状況や事業所が取った処置状況については記録に残します。
- (3) 当事業所はサービスの提供にともなって、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害を賠償します。

12 苦情の受け付けについて

苦情を解決するための体制・手順は以下の通りです。

- (1) 苦情受付担当者は受け付けた苦情について「苦情等受付書」を作成し、苦情解決責任者及び第三者委員に報告します。但し、苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除きます。第三者委員は苦情の内容を確認後、「苦情等受付報告書」を作成し、報告を受けた旨を苦情申出人に通知します。
- (2) 苦情解決責任者は苦情の解決にむけて、苦情申出人と誠意をもって話し合います。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次の通りとします。
 - ア 第三者委員による苦情内容の確認
 - イ 第三者委員による解決案の調整及び助言
- (3) 苦情申出人に対し改善を約束した事項について、苦情解決責任者は苦情申出人及び第三者委員に対して、「苦情等解決報告書」を作成し、措置の結果等を報告します。
- (4) 苦情等の申出の状況及びその解決結果等について、社員総会へ報告するとともに、解決結果について、個人情報に関するものを除き、「事業報告書」に掲載し、公表します。

当事業所に対する苦情やご相談は以下で承ります。

- 苦情担当窓口 デイサービスセンターもやい志和

管理者 三宅 徹也
 電話 082-433-3847
 F A X 082-433-3893
 受付時間 8:30~17:00
 ○第三者委員 東広島市民生委員 迫田 幸美
 電話 082-433-2521

○苦情解決責任者 有限会社 ドリーム・アンド・ライフ
 取締役 久保田 勝彦
 電話 082-433-3899

○行政機関その他の苦情受付機関

東広島市 地域包括ケア推進課	所在地 東広島市西条栄町8-29 (本館2階) 電話 082-420-0984 受付時間 8:30~17:15 土・日・祝日 年末年始(12/29~1/3)除く
広島県 国民健康保険団体 連合会 介護保険課	所在地 広島市中区東白島町19-49 電話 082-554-0783 受付時間 8:30~17:15

令和 年 月 日

指定通所介護、第1号通所介護のサービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明をしました。

事業所 東広島市志和町冠584番地
 デイサービスセンターもやい志和

説明者 ㊟

私は 重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者
 住 所
 氏 名 ㊟

上記代理人
 住 所
 氏 名 ㊟

(利用者との関係：)